

## 独立行政法人造幣局の平成26年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	平成26年度評価における主な指摘事項	平成27年度事業計画への反映状況	平成27年度業務運営の改善への反映状況
国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項	<p>・納品後の返品が発生したこと及び500円ニッケル黄銅貨幣の歩留が目標値を下回ったことについては、再発防止策や工程管理の徹底を図られるよう求める。</p>	<p>1.(1)財務大臣の定める製造計画の確実な達成について (前段省略) また、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を活用し、品質管理体制を充実させ、引き続き純正画一な貨幣の製造を行い、返品件数ゼロを維持します。 さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組みます。</p>	<p>・納品後の返品枚数1枚が発生したことについては、調査したところ、選別作業に用いている計数機器の一部に不備が発見されたことから、計数機器の機能及び保守点検の強化を行うとともに、より一層厳格な品質管理の徹底を図るため、製造体制及び作業マニュアルの総点検を実施し、必要な見直しを行ったことにより、その後は、納品後の返品は発生していない。今後も、より一層厳格な品質管理の徹底に取り組む。</p> <p>・平成26年度における500円貨の一貫工業の歩留が目標値を下回ったことを踏まえ、500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留については、各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた結果、平成27年度においては目標である過去5年の平均値を上回った。今後も、引き続き歩留向上に取り組む。</p>
	<p>・品位証明印の打刻間違いについては、すでに再発防止策が講じられて</p>	<p>2.(3)貴金属の品位証明・地金及び鉍物の分析業務について 貴金属の品位証明業務については、貨幣</p>	<p>・平成26年度に起こった品位証明印の打刻作業における打刻印の取り違えについては、平成26年度中に実施した再発防止策(打刻前の確認を徹底し、打</p>

	<p>いるが、徹底した対応を求める。</p>	<p>製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守します。(以降省略)</p>	<p>刻印及び作業時の確認カードを地金の種類と品位別に色分けすることで、打刻印の取り違えを防止)を引き続き実施したことにより、平成27年度においても品位の打刻間違いは発生しなかった。今後も、打刻前の確認徹底を図り、取り違えを防ぐよう、再発防止の取組を継続する。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>・会計検査院から指摘を受けたガスの供給契約については、一般競争入札に付する処置が講じられているところであるが、平成27年度以降においても、引き続き、契約事務の適正化に努める必要がある。</p>	<p>・ 1 .(2) 業務の効率化について      調達にかかる契約については、引き続き、偽造防止技術の維持・向上に支障を来さないよう留意しつつ、原則として一般競争入札等によるものとし、また、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、以下の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施し、適切な契約を行うとともに、その取組の実施状況及び契約実績を造幣局ホームページにおいて公表すること。</li> <li>・ 契約監視委員会による点検において、不適切な契約と認められる契約が無いよう適正に事務を遂行すること。</li> </ul>	<p>・平成25年度決算検査報告において、会計検査院から指摘を受けたガスの供給契約については、平成27年度分より一般競争入札に付したところである。引き続き、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、契約事務の適正化に努める。</p>